
*
* 令和7年第1回 *
* 柏原市議会定例会 *
* 議会提出案件 *
*

(令和7年3月10日)

目 次

令和7年3月10日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
議員提出議案第1号	柏原市議会委員会条例の一部改正について	1
議員提出議案第2号	柏原市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	4

柏原市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び柏原市議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和7年3月10日

柏原市議会

議長 田中秀昭様

提出者	柏原市議会議員	乾 一	⑩
賛成者	柏原市議会議員	大木留美	⑩
	〃	榊田和之	⑩
	〃	江村 淳	⑩
	〃	山口由華	⑩
	〃	新屋広子	⑩
	〃	峯 弘之	⑩
	〃	梅原壽恵	⑩
	〃	山本修広	⑩
	〃	橋本満夫	⑩
	〃	中村保治	⑩
	〃	鶴田将良	⑩
	〃	山下亜緯子	⑩
	〃	奥山 涉	⑩
	〃	大坪教孝	⑩

議員提出議案第1号

柏原市議会委員会条例の一部改正について

柏原市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月10日提出

柏原市条例第 号

柏原市議会委員会条例の一部を改正する条例

柏原市議会委員会条例（昭和57年柏原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号キを削り、同号カをキとし、同号オの次に次のように加える。

カ 都市みどり安全部に関すること。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（常任委員及び議会運営委員会の委員の任期の起算）

第5条 常任委員及び議会運営委員会の委員の任期は、選任の日から起算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

柏原市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び柏原市議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和7年3月10日

柏原市議会

議長 田中秀昭様

提出者	柏原市議会議員	乾	一	印
賛成者	柏原市議会議員	大木	留美	印
	〃	榊田	和之	印
	〃	江村	淳	印
	〃	山口	由華	印
	〃	新屋	広子	印
	〃	峯	弘之	印
	〃	梅原	壽恵	印
	〃	山本	修広	印
	〃	橋本	満夫	印
	〃	中村	保治	印
	〃	鶴田	将良	印
	〃	山下	亜緯子	印
	〃	奥山	渉	印
	〃	大坪	教孝	印

議員提出議案第2号

柏原市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

柏原市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月10日提出

柏原市条例第 号

柏原市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第1条 柏原市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年柏原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「以下」を「第21条及び第46条第1項において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「、報酬又は福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削る。

第46条第1項中「柏原市情報公開条例（平成12年柏原市条例第23号）」を「情報公開条例」に改める。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第2条 柏原市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 第2条の規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。